

気象庁気象情報伝送処理システムから内閣府原子力防災システムへの気象情報の提供に関する申合せ

気象庁（以下「甲」という。）と内閣府原子力防災（以下「乙」という。）は、気象情報の迅速かつ的確な提供について、次のとおり申し合わせる。

令和3年10月22日

気 企 第 8 5 号
府 政 原 防 第 9 2 8 号

気象庁総務部企画課長
（公印省略）

内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）
（公印省略）

（目的）

第1条 この申合せは、原子力災害における災害応急対策を円滑に実施するため、甲から乙に対する気象情報の提供について定め、災害対策に寄与することを目的とする。

（防災情報の提供手段及び装置等の設置）

第2条 甲は、甲の保有する情報システムと乙の保有する以下の情報システムをオンラインで接続することにより気象情報の提供を実施する。

| | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 気 | 象 | 庁 | 気象情報伝送処理システム（アデス） |
| 内 | 閣 | 府 | 原子力防災システム |

（提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する防災情報の種類は、別表のとおりとする。

(通信回線に係る機器の設置)

第 4 条 通信回線に係る機器の設置運用等に要する経費負担範囲及び保守等に関する責任分界点は、別添「回線接続構成図」に示すとおりとする。

(計画停止)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれの情報システムを計画的に停止する場合、事前に相手先(別添「計画停止及び障害時等連絡先」)に連絡しなければならない。計画停止終了後は、速やかにその旨連絡し、運用再開の確認を行う。

(障害時の対応)

第 6 条 甲及び乙は、情報システム等の障害を発見した場合は速やかに相手先(別添「計画停止及び障害時等連絡先」)に連絡しなければならない。

(有効期限)

第 7 条 この申合せの有効期限は、令和 3 年 10 月 22 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 3 か月前までに気象庁又は内閣府原子力防災から申し出がないときには、この申合せは更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第 8 条 この申合せに関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して解決を図るものとする。

(その他)

第 9 条 この申合せの締結を証するため、本申合せ 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

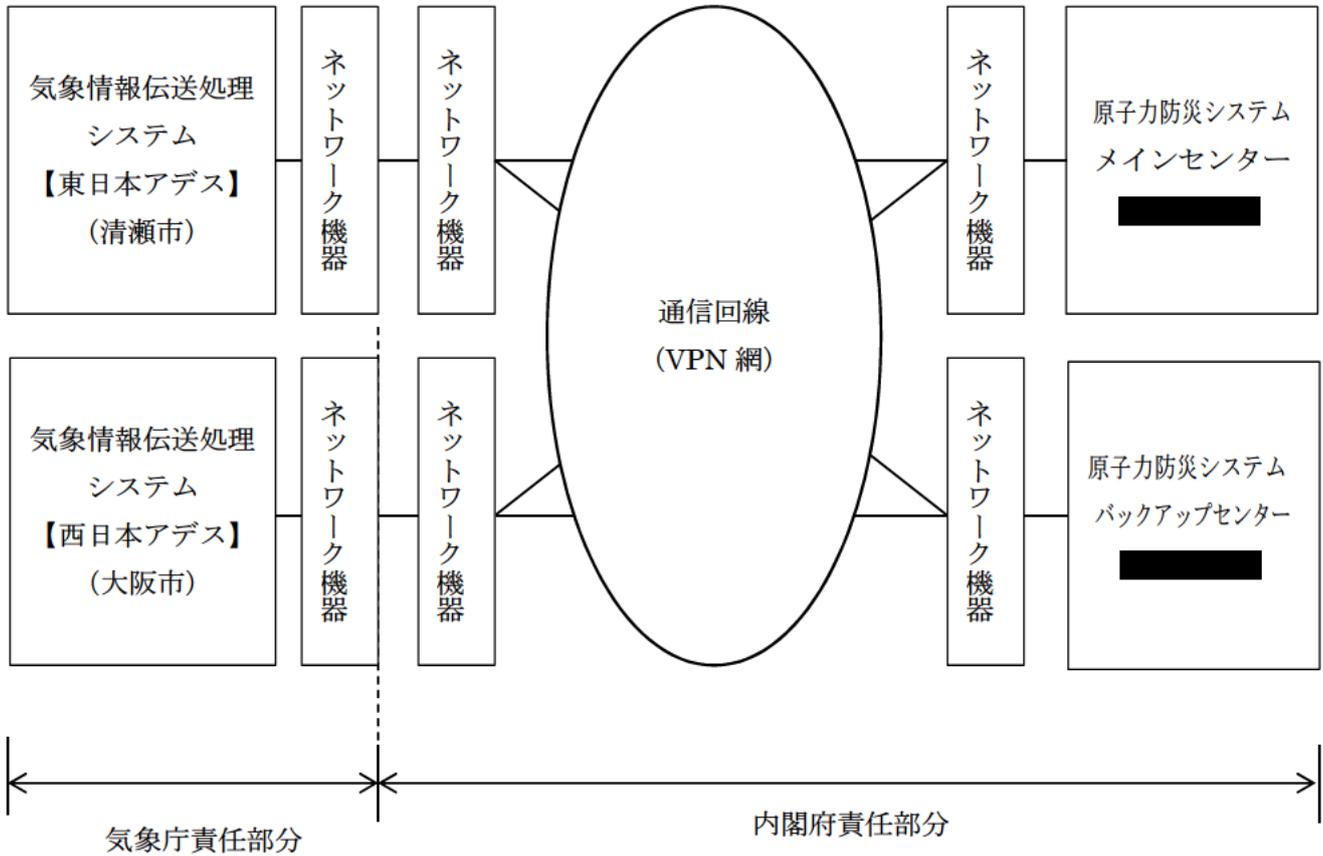
附則

1 この申合せは、令和 3 年 10 月 22 日から適用する。

別表

(1) 新形式地域気象観測報（通常報、遅延報、訂正報）

回線接続構成図



計画停止及び障害時等連絡先

| 機関名 | システム名 | 担当者及び連絡先 |
|-----|----------------------|----------|
| 気象庁 | 気象情報伝送処理システム【東日本アデス】 | |

| | | |
|-----|----------------------|--|
| | | |
| | 気象情報伝送処理システム【西日本アデス】 | |
| 内閣府 | 原子力防災システム | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|